

新規事業評価調書

【急傾斜地崩壊対策事業】

岩屋（1）地区

**県土整備部
土木局 砂防課**

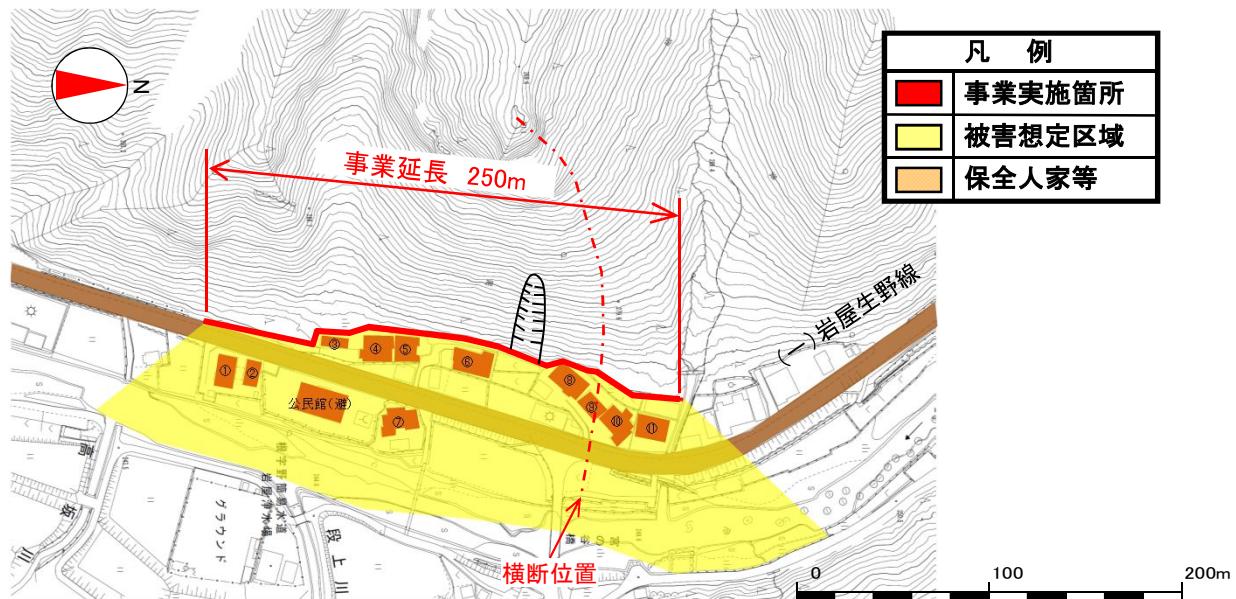
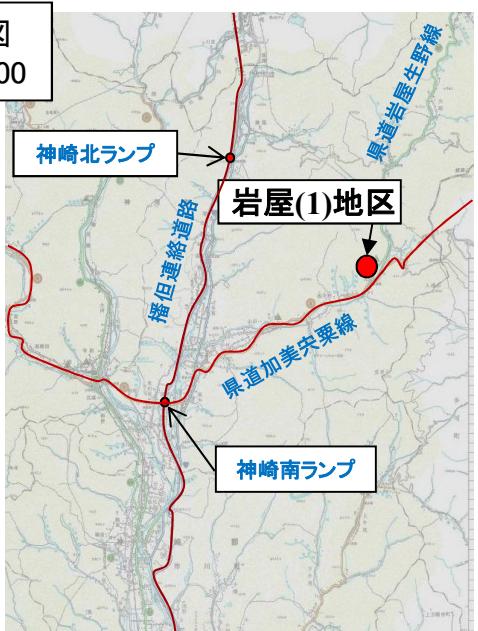
【評価調書様式 1】

投資事業評価調書（新規）

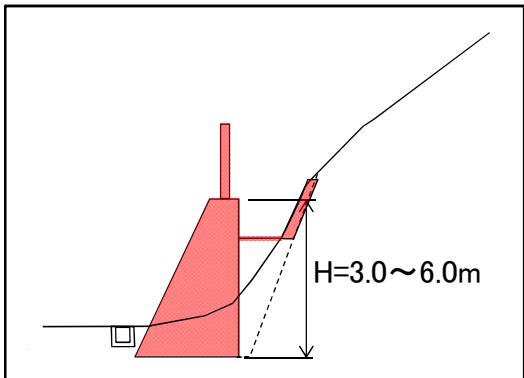
部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 高谷和彦 (班長 肥田憲明)	内線	4459 (4467)	
事業種目	事業名	事業区間	総事業費	内用地補償費	着手予定年度	完了予定年度
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策 岩屋(1)地区	神崎郡神河町 岩屋	1.8 億円	—	平成 28 年度	平成 30 年度
事業目的				事業内容		
<p>当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、急傾斜地崩壊危険箇所となっており、斜面の下部には人家 11 戸、避難所である公民館、県道、町道がある。</p> <p>そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画(H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。</p>				<p>擁壁工 延長250m 高さ3.0m～6.0m</p> <p>【負担割合】 国・県：各47.5% 地元： 5.0%</p>		
評価視点	評価結果の説明					
(1) 必要性	<p>① 岩屋地区にある急傾斜地崩壊危険箇所（播但連絡道路神崎南 IC より北東へ約 8.0km）である。</p> <p>② 斜面は荒廃しており、崩壊箇所も認められ、危険な状態である。</p> <p>③ がけ直下に多くの人家が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。</p>					
(2) 有効性 ・効率性 (執行環境状況)	<p>① 警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。</p> <p>② 地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。</p>					
(3) 環境適合性	<p>① 擁壁の施工にあたり、切土面を最小限にとどめ、周辺環境との調和に努める。</p>					
(4) 優先性	<p>① 保全対象には人家11戸、避難所である岩屋公民館、(一) 岩屋生野線、町道がある。また、斜面には崩壊跡がみられ荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。</p>					



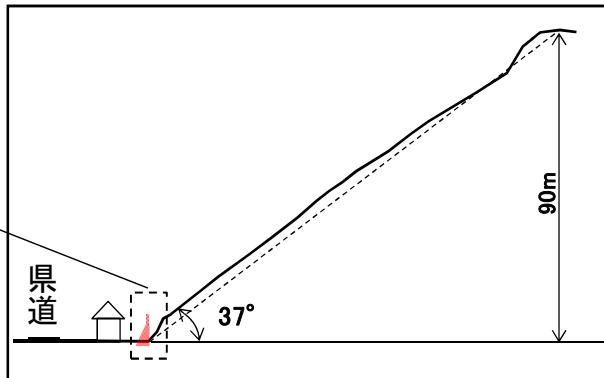
位置図
1:200,000



構造図



横断図



箇所名

岩屋(1)地区